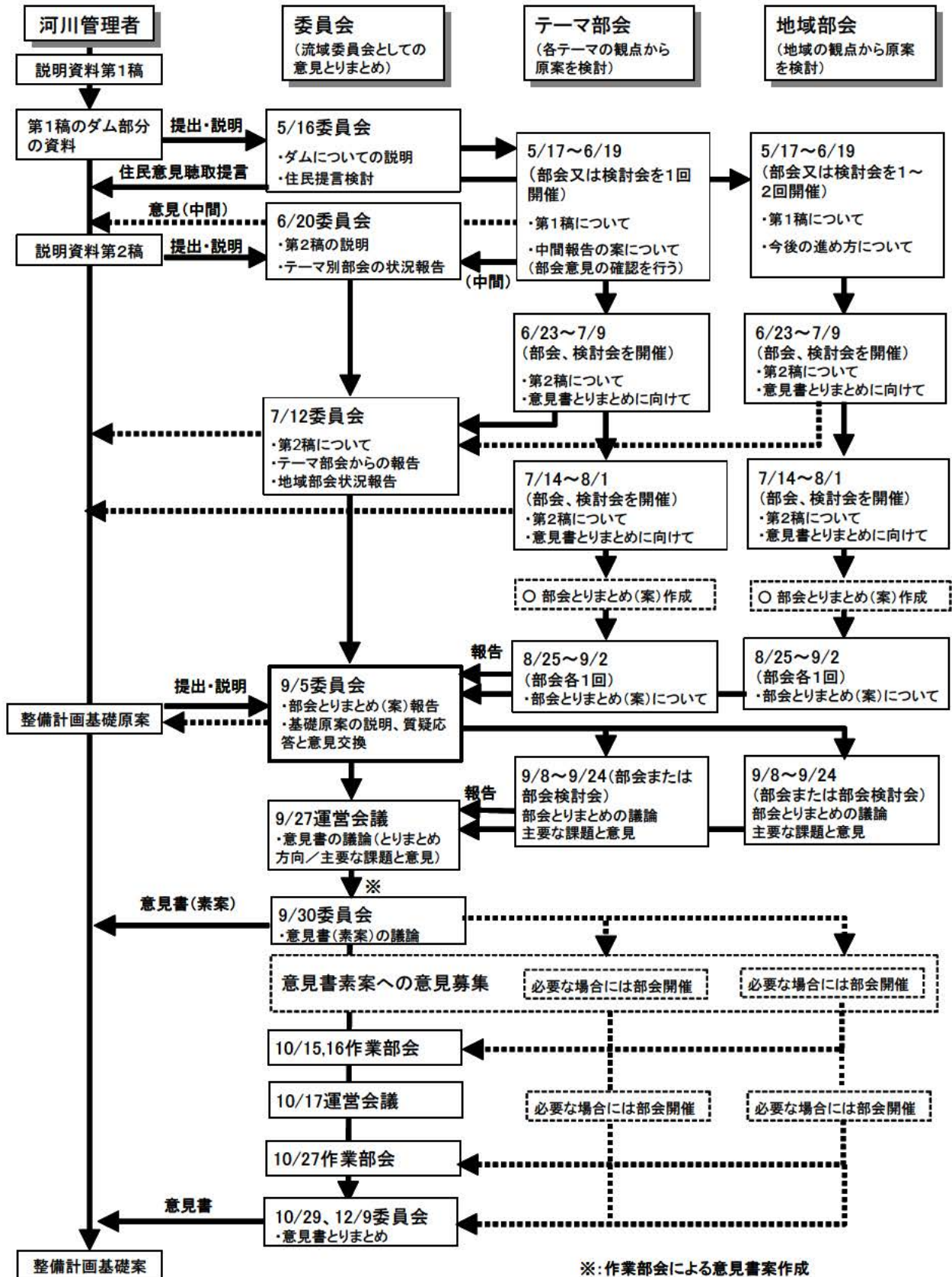


委員会および各部会の状況



- ・提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況を記しています。
- ・印の会議が前回委員会（9/30）以降のものです。

1 委員会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

運営会議、運営会議作業部会

- 1/24：運営会議
- 2/ 6：運営会議
- 2/20：運営会議
- 3/10：運営会議
- 4/18：運営会議
- 5/10：運営会議
- 6/ 2：運営会議
- 6/27：運営会議
- 7/23：運営会議
- 8/26：運営会議
- 9/10：作業部会コアメンバー打合せ
- 9/18：作業部会
- 9/27：運営会議
- 10/15、16：作業部会
- * 10/17：運営会議
- 10/17：作業部会
- 10/27：作業部会

（*は16頁以降の「結果報告」を参照下さい）

委員会

- 1/17：第16回委員会 提言とりまとめ
- 1/18：提言説明会
- 1/24：第17回委員会（拡大委員会）：河川管理者より「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料(第1稿)」の説明と意見交換および原案審議の進め方について意見交換。
テーマ別部会の設立決定。
- 2/ 1：全部会専任委員が委員会委員として追加される。
- 2/24：第18回委員会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料(第1稿)」に関する質疑応答と意見交換。原案審議の進め方についての意見交換など。
- 3/27：第19回委員会：テーマ別部会長より各部会での議論内容の報告、説明資料に関する意見交換
- 4/21：第20回委員会：テーマ別部会の状況報告、今後の進め方、説明資料のダム部分について河川管理者からの説明
- 5/16：第21回委員会：住民意見の聴取・反映についての提言に関する意見交換、説明資料

のダム部分について河川管理者からの説明

- 6/20：第22回委員会：テーマ別部会の状況報告、説明資料（第2稿）に関する河川管理者からの説明と意見交換、今後の進め方
- 7/ 3：ダム（大戸川ダム、天ヶ瀬ダム等）現地視察
- 7/ 4：対話集会に関する検討会(注1)
- 7/12：第23回委員会：テーマ別部会の状況報告をもとにした、説明資料（第2稿）に関する意見交換
- 7/22：委員会・猪名川部会合同現地視察(余野川ダム、一庫ダム、猪名川下流)
- 7/24：現地視察（川上ダム等）
- 8/ 1：現地視察（丹生ダム等）
- 9/ 5：第24回委員会：各部会とりまとめ案の説明、および河川管理者からの基礎原案説明と質疑応答、意見交換
- *9/30：第25回委員会：各部会の状況報告、今後の進め方、基礎原案に関する意見書とりまとめに向けての意見交換
- 10/29：第26回委員会：各部会の状況報告、今後の進め方、基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換予定

注1：対話集会に関する検討会の開催

第5回住民参加部会で河川管理者から出された下記要望については、意見・関心のある委員と河川管理者で検討会を開くことが決まった。

（河川管理者からの要望：「第21回委員会（5/16）にて確定した提言別冊に記載している対話集会等を河川管理者が開催するにあたり対話集会のファシリテーターの推薦およびテーマへの意見を伺いたい」）

（*は16頁以降の「結果概要」を参照下さい）

（2）テーマ別部会の設立について

第18回委員会（1/24）においてテーマ別部会の設立が了承され、それを受けて第19回運営会議（2/6）にて、4つのテーマ別部会「環境・利用部会」「治水部会」「利水部会」「住民参加部会」を設置することとなった。

メンバー構成については第19回委員会（2/24）にて決定された。

（3）意見書とりまとめの進め方

運営会議作業部会の設立

第24回委員会(9/5)において、意見書作成のため運営会議の下部組織として今本委員をリーダーとした作業部会を設置することが決定した。作業部会は運営会議での議論内容をもとに意見書（案）を作成する。また、意見書に関する議論を行う運営会議には作業部会メンバーも参加し、委員傍聴も可とする。作業部会も委員傍聴を可とする。

<作業部会メンバーと役割分担>

リーダー、コアメンバーが執筆し、それ以外のメンバーは査読者として意見を述べる。

リーダー : 今本委員

コアメンバー : 荻野委員、川上委員、中村委員、三田村委員

河川環境	中村委員、宗宮委員、田中(哲)委員、西野委員
治水	今本委員、江頭委員、畑委員
利水	荻野委員、池淵委員
利用	川上委員、榎屋委員、松本委員
住民参加	三田村委員、寺川委員、山村委員

意見募集の実施状況

9/22～9/30 : 基礎原案に係る具体的な整備内容シートに関する意見募集

9/30～10/13 : 意見書(素案)に関する意見募集

10/19～10/26 : 意見書(案)に関する意見募集

(4) 委員の追加、退任について

2/ 1 : 全部会専任委員が委員会委員として追加。

任期更新を辞退した委員 3 名が退任。

3/27 : 本人の希望により、委員 1 名が退任。

環境経済学(委員退任に伴う補充のため)を専門とする委員 1 名と行政法(補強のため)を専門とする委員 1 名が追加。委員会に加え、それぞれ環境・利用部会、住民参加部会に所属。

委員 1 名が住民参加部会に所属を追加。

6/20 : 3/27 に新しく就任された、行政法を専門とする委員 1 名の淀川部会への所属を追加。

(5) 今後の予定

11/26 : 運営会議

12/ 9 : 第27回委員会

2 琵琶湖部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 1/29：第21回琵琶湖部会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」および一般意見聴取・反映に関する意見交換
- 5/19：第22回琵琶湖部会：説明資料および具体的な整備内容シートについてテーマ別部会での検討を参考にしての意見交換
- 5/25：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会」：公募による6名の発表者から意見発表、委員との質疑応答の後、委員、発表者、一般傍聴者全員での意見交換
- 6/10：第23回琵琶湖部会：説明資料(具体的な整備内容シート含む)およびダムに関する説明資料について意見交換
- 7/9：第1回琵琶湖部会検討会：説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見をもとに意見交換。途中、2班(ダム、水位)に分かれての意見交換も行った
- 7/18：第24回琵琶湖部会：説明資料(第2稿)について各検討班からの報告と意見交換予定
- 7/19：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会 2」：公募による6名の発表者から意見発表、委員との質疑応答の後、一般傍聴者1名の意見発表、委員、発表者、一般傍聴者全員での意見交換
- 8/7：第2回琵琶湖部会検討会：説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 8/25：第25回琵琶湖部会：部会とりまとめに向けた意見交換
- 8/30：琵琶湖部会・淀川部会一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会 3」：公募による発表者から意見発表と質疑応答、傍聴者も含めた全員での意見交換
- 9/24：第26回琵琶湖部会：意見書とりまとめに向けた意見交換
- 10/14：第3回琵琶湖部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換
- * 10/23：第27回琵琶湖部会：意見書とりまとめに向けた意見交換

(* は 16 頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2) 意見とりまとめの進め方

作業部会および検討体制の設立

第23回琵琶湖部会(6/10)にて、今後、部会としての意見を取りまとめるにあたり、作業部会を設置することが決定した(作業部会リーダー：中村委員)。また部会后、中村リーダーを中心に打ち合わせを行い、作業部会は、全部会委員を「ダム」「水位」「連携」の3つの検討班を設置して検討することが決定した。

ダム：丹生ダム見直し案について、湖中・湖底環境等広く評価する上で管理者に求める検討課題の整理・提示。管理者が検討すべき現行案とは異なった代替案あるいは代替的考え方について整理・提示。

水位：水位調整と生態系の関係等について上下流の治水、利水への影響も踏まえた検討

連携：他省庁、県などとの連携のあり方、代替的な社会・水システムの考え方の反映方法、直轄以外の事業との整合性の担保、その他幅広い視野を取り込んだ検討課題を整理し、

具体的提案を整理する。

< 検討班メンバー >

検討班	担当委員（ は班長、 は副班長）
ダム	寺川、 仁連、江頭、川端、倉田、宗宮、藤井、松岡、水山
水位	西野、 川端、井上、嘉田、川那部、小林、松岡、三田村、村上
連携	嘉田、 藤井、井上、仁連、松岡、村上

リーダーの中村委員は全体調整のため、検討班メンバーには入っていません。

意見募集の実施

5/22～5/31：説明資料（第1稿）の琵琶湖部会に関連する部分についての具体的な意見、提案等

6/10～7/15：説明資料（第2稿）について、前記検討班別に意見募集

7/20～7/31：論点の再整理、新しい論点の検討、第2稿について各自担当箇所についての意見

8/8～8/18：追加意見の募集、意見提出のなかった項目について再度意見募集

（3）今後の予定

-

3 淀川部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 6/ 7：第5回淀川部会検討会：今後の議論及び部会の進め方について意見交換
- 6/26：第6回淀川部会検討会：説明資料（第2稿）について意見交換
- 7/ 5：第21回淀川部会：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 7/28：現地視察（木津川筋の魚道）
- 8/ 2：第7回淀川部会検討会：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 8/ 7：第8回淀川部会検討会：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 8/22：第9回淀川部会検討会：部会とりまとめに向けた意見交換
- 8/26：第22回淀川部会：部会とりまとめに向けた意見交換
- 8/30：琵琶湖部会・淀川部会一般意見聴取試行の会
- 9/20：第10回淀川部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換
- *10/13：第23回淀川部会：意見書とりまとめに向けた意見交換

（*は16頁以降の「結果報告」を参照下さい）

(2) 意見とりまとめの進め方

分担の決定

淀川部会検討会（9/20）にて、引き続き意見のとりまとめを河川別に行うこととし、各担当が第24委員会（9/5）に提出した部会とりまとめ（案）を基礎原案の「5章 具体的な整備内容」に沿って書き直し、部会長、部会長代理が全体調整を行う、また、整備内容シートへの意見は委員会に寄せられた意見のうち、淀川部会関連事業について担当者が河川別に集約することとなった。

河川別	部会とりまとめ (案)担当	整備内容シート への意見の集約 担当	メンバー（：班長）
木津川、川上ダムに関連する事業	原田委員	谷田委員	原田委員、大手委員、川上委員、谷田委員、榎屋委員
桂川に関連する事業	田村委員	塚本委員	田村委員、塚本委員、田中委員、渡辺委員、和田委員
宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業	今本委員	山本委員	今本委員、田中(真)委員、寺田委員、榎屋委員、山本委員、和田委員、(寺川委員)
淀川本川に関連する事業	紀平委員	有馬委員	有馬委員、荻野委員、小竹委員、紀平委員、楨村委員、(細川委員)

1：()内は6/7の部会検討会に他部会より参加された委員

2：8/26に桂川に関連する事業検討班の班長が事情により渡辺委員から田村委員に交代

意見募集の実施

6/7～8/2 : 説明資料(第1稿)(第2稿)を精読し、分担箇所の論点、意見を整理して提出

8/2～ : 検討班の分担を上記の通り一部統合、再編成し、分担箇所について意見募集

(3) 今後の予定

-

4 猪名川部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

6/18：第4回猪名川部会検討会：今後の議論及び部会の進め方について意見交換

7/1：第18回猪名川部会：説明資料(第2稿)について河川管理者との質疑応答をもとに委員間で意見交換

7/22：委員会・猪名川部会合同現地視察(余野川ダム、一庫ダム、猪名川下流)

8/6：第5回猪名川部会検討会：説明資料(第2稿)について委員から寄せられた意見をもとに意見交換

9/2：第19回猪名川部会：部会とりまとめに向けた意見交換

9/22：第6回猪名川部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換

*10/9：第20回猪名川部会：意見書とりまとめに向けた意見交換

(*は16頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2) 意見とりまとめの進め方

リーダーおよび分担の決定

第4回猪名川部会検討会(6/18)において、とりまとめのリーダーを田中(哲)委員とし、以下の分担に従って論点や意見を整理することとなった。

また、第6回猪名川部会検討会(9/22)にて、猪名川に関連する整備内容シートへの意見の集約を池淵部会長代理、田中(哲)委員、畑委員、本多委員、松本委員が担当することが決まった。

<役割分担>

担当箇所	担当委員
狭窄部(銀橋)の治水対策	田中(哲)委員、畚野委員
余野川ダムの見直し案	池淵委員、本多委員、森下委員
下流部分の事業 (環境、治水、利用を総合的に)	畑委員、細川委員、松本委員、矢野委員
一庫ダムの運用	池淵委員、本多委員、矢野委員
その他(説明資料に追加すべき対策、事業に関する検討)	畑委員、服部委員

リーダーは田中(哲)委員

意見募集の実施

6/10～6/16：説明資料(第1稿)、整備内容シート(第1稿)について、今後部会として検討すべき事項等に関する意見募集

6/19～6/25：上記役割分担に従い説明資料(第2稿)に関する河川管理者への質問を募集

7/10～8/3：説明資料(第2稿)についての部会としての上記担当箇所を中心に意見案募集

(3) 今後の予定

5 環境・利用部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

3/8：第1回環境・利用部会：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換

3/27：第2回環境・利用部会：前半、自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて説明資料に関する意見交換を行い、後半、全体で各検討班の議論内容の報告、意見交換を行った。

4/10：第3回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換（検討班別）

4/17：第4回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換（全体）

5/29：第5回環境・利用部会：説明資料(具体的な整備内容シート含む)について意見交換

6/17：環境・利用部会ゾーニングに関する検討会（注）

7/8：第1回環境・利用部会検討会：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換

8/25：第6回環境・利用部会：部会とりまとめに向けた意見交換

9/18：第2回環境・利用部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換

*10/15：第7回環境・利用部会：意見書とりまとめに向けた意見交換

注：第5回環境・利用部会（5/29）において、自然環境保全の目標を達成するための「ゾーニングの設定」に関して、委員のなかで議論が分かれたため、山村委員を中心に有志でゾーニングに関する検討会を開き、論点を整理、部会意見案を作成して、次回部会にて検討することとなった。

（*は16頁以降の「結果報告」を参照下さい）

(2) 検討班の設立

第1回環境・利用部会（3/8）において、短時間で効率的に議論を進めるために3つの検討班（自然環境、水質、利用）を設置することが決定した。

<検討班メンバー>

自然環境：川端委員（リーダー）、西野委員（サブリーダー）、江頭委員、紀平委員、小林委員、田中（真）委員、谷田委員、寺川委員、松岡委員、吉田委員、鷲谷委員

水質：宗宮委員（リーダー）、川上委員、田中（哲）委員、寺西委員、中村委員、原田委員、三田村委員、矢野委員、和田委員

利用：柵屋委員（リーダー）、有馬委員、井上委員、倉田委員、服部委員、細川委員、槇村委員、山村委員、山本委員、渡辺委員

(3) 意見とりまとめの進め方

分担の決定

6/20の第22回委員会終了後、宗宮部会長（水質班リーダー）、西野自然環境班サブリーダー、柵屋利用班リーダーが今後の進め方等を相談された結果、下記の分担に従い、とりまとめて進めることが決まり、次回部会（7/8）までに説明資料（第2稿）を精読し、部会意見とすべき意見案を提出することとなった。

役割分担

< 自然環境班 >

担当箇所	説明資料（第2稿）の該当項目	担当委員
土砂	2.1.5、4.2.5、5.2.5	江頭委員、谷田委員、紀平委員
生態系	2.1.6、4.2.6、5.2.6	川端委員、松岡委員、田中(真)委員
景観	2.1.7、4.2.7、5.2.7	小林委員、寺川委員、
生物の生息・生育環境	2.1.8、4.2.8、5.2.8	鷺谷委員、吉田委員、西野委員
その他	2.1.1~2.1.4、4.2.1~4.2.4、 5.2.1~5.2.4	自然環境班全員 (もし意見があれば)

< 水質班 >

担当箇所	説明資料（第2稿）の該当項目	担当委員
水位 水量	2.1.2、4.2.2、5.2.2 2.1.3、4.2.3、5.2.3	田中(哲)委員、中村委員
水質	2.1.4、4.2.4、5.2.4	川上委員、寺西委員、原田委員、 三田村委員、矢野委員、和田委員

< 利用班 >

担当箇所	説明資料（第2稿）の該当項目	担当委員
とりまとめ	-	榎屋リーダー
水面	2.4.1、4.5.1、5.5.1	井上委員、山本委員
河川敷	2.4.2、4.5.2、5.5.2	有馬委員、細川委員、山村委員
舟運	2.4.3、4.5.3、5.5.3	服部委員、楨村委員
漁業	2.4.4、4.5.4、5.5.4	倉田委員、渡辺委員

なお、宗宮部会長は説明資料（第2稿）に新たに項目立てされた「維持管理（2.5、4.6、5.6）」に、河川環境の管理に関する記述を入れるとするとどうすべきか、を中心に検討するため、上記役割分担には含めない。

意見募集の実施

～3/27：説明資料（第1稿）について、論点案やその論点に対する意見募集。また、第1回部会（3/8）資料3-3について、提言と（第1稿）との対照、抽出についても、不備、不足の点を募集

3/27～4/10：説明資料（第1稿）、整備内容シート（第1稿）について、具体的な提案、課題・問題のなる事項等について意見募集

4/10～7/3：説明資料（第2稿）について、担当箇所について部会としての意見案を募集

7/22～7/31：宗宮部会長より、「部会とりまとめ（案）」を具体的に表記するために下記について意見募集

- 1．環境・利用にかかわるマスタープランについて
- 2．環境・利用にかかわる地域指定（ゾーニング）について
- 3．第5章

（4）今後の予定

6 治水部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 3/8：第1回治水部会：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換
- 3/27：第2回治水部会：説明資料に関する意見交換
- 4/10：第3回治水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- 4/14：第4回治水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- 6/7：第1回治水部会検討会：今後の議論及び部会の進め方について意見交換
- 6/28：第2回治水部会検討会：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 7/7：第3回治水部会検討会：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換
- 8/25：第5回治水部会：部会とりまとめに向けた意見交換
- 9/11：第4回治水部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換
- 10/12：第5回治水部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換
- * 10/24：第6回治水部会：意見書とりまとめに向けた意見交換

(* は 16 頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2) 意見とりまとめの進め方

リーダーおよび分担の決定

第1回部会検討会(6/7)において、意見とりまとめのリーダーを江頭委員とし、進め方はリーダーに一任することが決定した。

後日、リーダーおよび部会長の検討により、意見募集に際して検討項目および事業別に担当委員が決められた。

意見募集の実施

- ~ 3/27：提言をベースとして、「説明資料(第1稿)審議のポイントとなる点」「審議の前提として河川管理者に聞いておくべき点」などの観点で重要な論点、論点に関する意見を募集
- 6/7~6/26：説明資料(第1稿)について、分担の各事業について実施・検討の妥当性、留意点、内容を意見募集
- 8/8~8/21：説明資料(第2稿)に対する治水部会意見書(第23回委員会(7/12)資料2-2)に関する修正、増強意見。および整備内容シート(第2稿)について「実施」「検討」にあたっての課題について意見募集

(3) 今後の予定

-

7 利水部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 3/8：第1回利水部会：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換
 - 3/27：第2回利水部会：説明資料に関する意見交換
 - 4/14：第3回利水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
 - 6/7：第1回利水部会検討会：今後の議論及び部会の進め方について意見交換
 - 6/28：第2回利水部会検討会：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換
 - 7/7：第3回利水部会検討会：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換
 - 8/2：第4回利水部会検討会：河川管理者からの説明および意見交換
 - 8/22：第5回利水部会検討会：河川管理者からの説明および部会とりまとめに向けた意見交換
 - 9/2：第4回利水部会：部会とりまとめに向けた意見交換
 - 9/19：第6回利水部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換
 - 10/12：第7回利水部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換
 - *10/24：第5回利水部会：意見書とりまとめに向けた意見交換
- (* は 16 頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2) 意見とりまとめの進め方

分担の決定

第1回利水部会検討会(6/7)において、次回検討会(6/28)までに説明資料(第1稿)および(第2稿)(6/20の委員会提出予定)を精読し、追加・修正すべき内容、部会で議論すべき項目等について整理し、意見を提出することとなった。

< 検討項目および分担 >

検討項目	担当委員
水需要の抑制(節水や雨水利用の促進を含む)	寺田委員、仁連委員
環境流量	榎屋委員、村上委員
今後の水供給力に関する考え方	寺川委員
水需要の精査確認にあたっての考え方	細川委員、楨村部会長代理
用途間転用にあたって、基本的な考え方の整理	荻野委員
農業用水に関する水利用実態把握の方向性	荻野委員
既存水資源開発施設の再編と運用見直しの方向性	池淵部会長、寺川委員
渇水対策全般(水需要管理協議会等の組織を含む)	池淵部会長、川上委員、(塚本委員)

()内は6/7の部会検討会に他部会より参加された委員

意見募集の実施

- ～4/14：今後、実施すべき「水需要管理」の具体的な内容について意見募集
- 6/7～8/18：説明資料(第2稿)を精読し、分担部分について追加、修正すべき内容、議論すべき項目等を整理、意見募集
- 8/18～8/22：中間意見書案(第23回委員会(7/12)資料2-1)への意見募集

(3) 今後の予定

8 住民参加部会

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 2/24：第1回住民参加部会：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換
- 3/27：第2回住民参加部会：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換
- 4/11：第3回住民参加部会：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換
- 4/18：第4回住民参加部会：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換
- 5/27：第5回住民参加部会：説明資料に関する意見交換
- 7/ 4：第1回住民参加部会検討会：説明資料(第2稿)について意見交換
- 7/31：作業部会(展開班)
- 8/ 4：作業部会(展開班、実践班)
- 8/11：作業部会(実践班)
- 8/20：第2回住民参加部会検討会：説明資料(第2稿)について、各検討班からの報告、および意見交換
- 8/28：第6回住民参加部会：部会とりまとめに向けた意見交換
- 8/28：作業部会(意見書とりまとめ)：意見書とりまとめに向けた調整および意見交換
- 9/18：第3回住民参加部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換
- 10/13：第4回住民参加部会検討会：意見書とりまとめに向けた意見交換
- 10/16：作業部会(意見書とりまとめ)：意見書部「計画策定における住民意見の反映について」および部会意見とりまとめに向けた意見交換
- 10/21：作業部会(意見書とりまとめ)：意見書部「計画策定における住民意見の反映について」および部会意見とりまとめに向けた意見交換
- * 10/23：第7回住民参加部会：意見書とりまとめに向けた意見交換

(* は 16 頁以降の「結果報告」を参照下さい)

(2) 追加提言とりまとめに向けた作業部会の設立

2/24開催の部会において、整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映に関する具体的な提言(提言030117版の別冊)は、一般意見聴取WGメンバーの川上委員を中心に、塚本委員、村上委員、山村委員をメンバーとする作業部会にて、たたき台を作成し部会に提出することとなった。作業部会の会議には前記メンバー以外の委員も参加可能。

(3) 意見とりまとめの進め方

リーダーの決定および作業部会(検討班)の設立

7/4開催の第1回検討会において、部会としての意見とりまとめに向けて、下記3つの班を設けて検討することが決定した。とりまとめリーダー山村委員、サブリーダー荻野委員。また、各班で議論すべき論点を検討し、その結果を次回部会検討会にて部会全体で議論することとなった。さらに、部会長、部会長代理リーダー、サブリーダー、各班長の7名で作業部会を開催し、意見書の最終調整(各班の記述内容の整合性を図る等)を行うこととなった。

検討班	担当委員（　：班長、　：副班長） とりまとめリーダー：山村委員、サブリーダー：荻野委員
理念班	田村委員、 畑委員、嘉田委員、山村委員、米山委員
実践班	塚本委員、 田中委員、荻野委員、寺田委員、藤井委員、三田村委員
展開班	川上委員、 村上委員、有馬委員、小竹委員、本多委員、松本委員、（山本委員）

（　）内は、7/4 部会検討会に他部会より参加された委員。

意見書の構成変更に伴う作業部会の設立

第25回委員会（9/30）にて、淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」の構成が決定したことを受けて、第4回住民参加部会検討会にて、意見書 部「計画策定における住民意見の反映について」および部会意見とりまとめに向け、作業部会を設置することが決定した。メンバーは下記の通り。

作業部会リーダー：川上委員

「 計画策定における住民意見の反映について」担当：荻野委員

「 部会意見」担当：山村委員

合意形成についての意見とりまとめ：川上委員

調整・相談係：三田村部会長、嘉田部会長代理

意見募集の実施

3/27～4/11：意見提出分担に従い、説明資料（第1稿）に対する「この事項、内容について、このような記述追加または検討が必要」「このように変更した方が良い」などの意見募集

4/11～5/27：説明資料（第1稿）検討の論点に関する意見も含めて再募集

5/27～6/4：説明資料（第1稿）への部会としての意見に追加・修正すべき内容も含めて引き続き意見募集

8/6～8/18：展開班に対して、川上班長とりまとめ(案)について意見募集

8/8～8/18：理念班に対して、田村班長とりまとめ(案)について意見募集

8/20～9/26：合意形成（社会的合意）についての意見募集

10/19～20：住民参加部会意見についての意見募集

（4）今後の予定

11/5～11/12（日程調整中）：住民参加部会検討会

委員会・テーマ別部会 結果概要、結果報告

< 運営会議 >

第 29 回運営会議（2003.10.17 開催）結果報告 …………… 17

< 委員会 >

第 25 回委員会（2003.9.30 開催）結果概要（暫定版） …………… 19

< 琵琶湖部会 >

第 27 回琵琶湖部会（2003.10.23 開催）結果報告 …………… 21

< 淀川部会 >

第 23 回淀川部会（2003.10.13 開催）結果報告 …………… 22

< 猪名川部会 >

第 20 回猪名川部会（2003.10.9 開催）結果報告 …………… 24

< 環境・利用部会 >

第 7 回環境・利用部会（2003.10.15 開催）結果報告 …………… 25

< 治水部会 >

第 6 回治水部会（2003.10.24 開催）結果報告 …………… 26

< 利水部会 >

第 5 回利水部会（2003.10.24 開催）結果報告 …………… 27

< 住民参加部会 >

第 7 回住民参加部会（2003.10.23 開催）結果報告 …………… 29

開催日時：2003年10月17日（土） 10:00～14:00

場 所：ぱるるプラザ京都 6階 会議室3

参加者数：運営会議委員8名（委員長、琵琶湖部会長、淀川部会長、猪名川部会長、環境・利用部会長、治水部会長、利水部会長、住民参加部会長）、作業部会委員5名、傍聴委員1名、河川管理者3名

1 検討内容および決定事項

意見書の確定のスケジュールについて（別紙図を参照ください）

- ・ 以下の意見については、当初予定通り、第 26 回委員会（10/29）での確定をめざす。
 - ・ 意見書第 部「河川整備の方針について」（基礎原案 1 章～4 章についての意見）
 - ・ 意見書第 部「河川整備の内容について」（整備内容シートを含む基礎原案第 5 章への意見）のうち、整備内容シートに記されている事業についての意見
 - ・ 意見書第 部「計画策定における住民意見の反映について」
- ・ 第 部のうち、整備内容シート以外への意見（例：整備計画に盛り込まれていないが実施・検討が必要だと思われる事項など）は、第 部「部会意見」の地域別部会の意見を踏まえて最終的にとりまとめる。そのため、第 部の地域別部会の意見については、基礎原案の 5 章に沿った構成に統一し、第 部のうち、整備内容シート以外への意見については、第 27 回委員会（12/9 16:00～19:00）を追加開催して議論、確定することを目指すこととする。
- ・ 第 27 回委員会開催に合わせて、第 30 回運営会議（11/26 10:00～13:00）も追加開催する。
- ・ 第 部「部会意見」については、各部会ができる限り、第 26 回委員会（10/29）に確定版を提出する。第 26 回委員会に間に合わない部会については、遅くとも 11 月中旬（11/17 頃を目途）までに確定する。確定の期日については各部会長の判断に任せる。

意見書素案 030930 版（意見書第 部）についての検討

- ・ 意見書全体について、位置づけとしては、河川管理者（国土交通省）に提出するものだが、意識としては、自治体や住民へのメッセージも込めた内容とする、ことが確認された。
- ・ 「はじめに」「おわりに」については、委員長および委員長代理作成案をもとに議論された。
- ・ 「1 計画策定・実施」について、前文に琵琶湖や県管理区間など直轄管理区間ではないところについてもこの計画の理念が及ぶことが重要であることを記述する。また、琵琶湖の位置づけについても記述する。
- ・ 「2 環境」については、現在最終とりまとめ中の環境・利用部会意見との整合を図る。
- ・ 「3 治水」「7 ダム」について、「国以外が管理する区間、施設についても同じ理念で整備・検討を進めることが重要」という記述を追加する。

計画策定後の流域委員会に関する検討メンバー、検討の流れについて

- ・ 検討メンバー（9/30 の委員会では「数名の委員で案を作成し、全委員に諮る」ことが決定済）は、運営会議委員から数名、委員会委員から数名とする。芦田委員長がメンバー案を作成し、第 26 回委員会に諮る。
- ・ 検討メンバーが作成した方針案（計画策定後の流域委員会の具体的な内容について）を、第 27 回委員会に諮る。

河川管理者が実施予定の円卓会議に関する報告

- ・ 前回委員会以降の状況（円卓会議の開催予定、流域委員会委員として参加予定の委員名等）が報告された。

以上

このお知らせは委員の皆様主に決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

別紙：意見書確定までのスケジュール（10/17 運営会議決定事項）

日程	第 部 河川整備の方針について(基礎原案1～4章への意見)	第 部 河川整備の内容について(整備内容シートを含む基礎原案5章への意見)	第 部 計画策定における住民意見の反映について	第 部 部会意見
10/19	各意見書案(第 部に関しては整備内容シートに記載された事業への意見案)について意見募集			各部会にてとりまとめ (地域別部会は基礎原案5章に沿った構成とする) (可能な部会は確定する 各部長が判断)
			10/21 住民参加部会作業部会にて修正 10/23 住民参加部会にて修正	
10/26	意見募集〆切			
	10/27 意見書作業部会にて修正	10/27 意見書作業部会にて「整備内容シートに記載された事業への意見案」修正	住民参加部会作業部会メンバーにて修正	
10/29 委員会	委員会にて議論し、確定	<ul style="list-style-type: none"> ◇整備内容シートに記載された事業への意見：委員会にて議論、確定 ◇基礎原案5章への意見：委員会にて作業部会案を議論 	委員会にて議論し、確定	10/29 までに確定した部会は、委員会に確定版を提出
		部会意見(確定版)を踏まえ、作業部会にて適宜修正	←	11/17 頃までに、すべての部会が確定版を提出
11/26 運営会議		作業部会案を議論		
12/9 委員会(予定)		委員会にて議論、確定		

開催日時：2003年9月30日（火） 13：30～18：15

場 所：大阪府立体育館 第2競技場

参加者数：委員 36名、河川管理者 20名、一般傍聴者 286名

1 決定事項

- ・淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」の構成は次の4部構成とし、次回委員会（10/29）での確定をめざす。

河川整備の方針について：基礎原案1～4章についての委員会の意見。

河川整備の内容について：基礎原案5章（整備内容シートを含む）についての委員会の意見。

計画策定における住民意見の反映について：委員会の意見。住民参加部会にて案を作成する。

部会意見：各部会にて作成する。

- ・各委員は10/13までに意見書素案（資料2-2）への意見を提出する。
- ・今後の流域委員会については、意見書には「基礎原案の記述は大筋了解」と記述し、具体的な内容は意見書とりまとめ後、1ヶ月程度で数名の委員で案を作成し全委員に諮る。

2 審議の概要

第24回委員会以降の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、委員会、部会等の開催状況が説明された。

意見書の作成方針に関する意見交換

資料2-1「委員会意見書の作成方針（案）」を用いて、意見書の構成、作成スケジュール、今後の流域委員会、について説明が行われ、「1 決定事項」の通り、了承された。なお、整備内容シートに対する意見については、できるだけ地域別部会で各部会関連部分について意見集約した後、作業部会にて案を作成することとなった。

意見書（素案）- 河川整備の方針について - に関する意見交換

作業部会リーダーの今本委員より、資料2-2「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書（素案）- 河川整備の方針について -」（意見書の にあたるパート）の説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

< 流域全体としての対応について >

- ・素案では、基礎原案での指定区間に対する記述を評価しているが、「流域全体・社会全体で対応する」という提言の観点から考えると、「もっと強く記述すべき」と意見すべき。また、関係省庁、自治体等の連携についても、積極的かつ主体的に連携していくべきという提言の立場から記述した方がよい。
- ・河川管理者が整備計画の中で権限や法的な根拠の及ばない部分にまで言及できるように、河川管理者を支援する意味も込めて、「河川管理者は自らの権限外のことにも踏み込んでいかなければならない」と意見書の前段で明記しておいた方がよい。

< 河川整備の目標について >

・素案の「3 治水」では、目標の達成期間を考慮して計画を立てるべきとあるが、これは整備計画全体にあてはまるので、意見書の前段に記述すべき。

< 社会的合意について >

・河川管理者は、委員会や自治体や住民の意見を反映しながら整備計画を策定していくことが社会的合意を得る一つのシステムだと考えているが、これと社会的合意を得るということは、同じことなのか、別のことなのか、明確なご審議を頂きたい。(河川管理者)

< 住民参加について >

・河川レンジャーについて、住民参加による川づくりの中での役割についても追記しておく必要がある。

・河川管理者は住民参加の試行と並行して、河川ごとに検討会をつくり、住民参加のルール作りも進めていくべき。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者5名から、「整備計画では淀川環境委員会について明確に位置付けるべき」「素案では、確率洪水による治水安全度の考え方に優位性を認めているが、これは委員会の合意事項なのか」「前回委員会での滋賀県知事の意見も一般意見と同等の扱いをするという決定は承知した。今後、滋賀県としてはこの決定を踏まえた対応をしたい」「基礎原案には大津放水路の2期区間の記述がない。整備計画では事業内容や期間について明確にしてほしい。このままでは地元の計画も進まない」「今日出された整備方針に関する意見書素案は提言と同じ観点から書かれており、安堵している。整備内容に関する意見も同じ観点で作成頂きたい」等の意見が出された。

なお、2点目の意見に対して委員から、「素案の確率洪水に関する記述は一般論であり、この委員会で確率洪水が優位と決めた訳ではない」との意見が出された。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003 年 10 月 23 日（木） 13：30～16：30

場 所：大津商工会議所 大ホール

参加者数：委員 11 名、他部会委員 1 名、河川管理者 9 名、一般傍聴者 88 名

1 決定事項

- ・基礎原案の 5 章に沿って琵琶湖部会に関連する事項についての意見をまとめ、現在の部会とりまとめに追記する。なお、部会終了後、委員 9 名が集まり、基礎原案の 5 章に沿った意見のとりまとめについて検討を行い、部会とりまとめ（案）基礎原案の第 5 章に対応する意見の整理は 11/10 頃の作成を目指すこと、基礎原案の 5 章に対応する意見については分担を決めて検討すること、各委員は 10/27 午前中までに基礎原案 5 章に対応する意見を提出することが確認された。
- ・各委員は、第 26 回委員会（10/29）での確定を目指している意見書の第 部（「河川整備の方針について（案）」）及び整備内容シートについての意見案を検討し、意見があれば 10/26 までに提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会および作業部会の開催状況等の報告

資料 1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、委員会、各部会、意見書とりまとめの状況等について説明が行われた。

意見書とりまとめに向けた意見交換

資料 3-1-1「琵琶湖部会意見（0301023 案）」についての意見交換の後、琵琶湖部会意見をもとに基礎原案の 5 章に沿った整理をするための作業の進め方について意見交換が行われ、上記「1 決定事項」の通り決定した。主な意見は以下の通り。

- ・部会意見 P8 a(3)の水位に関する記述について、瀬田川の改修により流下能力の増大をはかることについても再検討が必要であると記述すべき。
- ・基礎原案の 5 章に沿った意見は、「琵琶湖部会意見（031023 案）」の後に追記する。
- ・琵琶湖部会意見は、5 章に沿った意見だけにするのは難しい。住民参加部会意見のような形式がよいのではないか。
- ・すぐには実施・検討は不可能なことでも、今後 20～30 年間の河川整備を考えるにあたり、今から準備しておくべきことがあるのではないか。基礎原案にはそのことが抜けているので指摘すべき。

河川管理者開催の住民対話集会について

資料 2-3「住民対話集会（円卓会議）の予定について」をもとに、河川管理者から今後予定している住民対話集会で琵琶湖部会に関連するものについて簡単な説明が行われ、委員からも住民参加部会が提案している対話集会のイメージについて追加説明がなされた。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名から、「最近の新聞記事に書かれているように、河川管理者は自治体、利水者、地元住民との調整や政治の介入などの問題の中で方向転換が難しい状況にあると感じる。このようなときこそ流域委員会から、長く続いた検討を活かした明快な意見書を提出し河川管理者に指針を示していただきたい」との意見が出された。

以上

このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第 23 回淀川部会 (2003.10.13 開催) 結果報告

2003.10.22 庶務発信

開催日時 : 2003 年 10 月 13 日 (月・祝) 10 : 00 ~ 13 : 40

場 所 : 大阪会館 A ホール

参加者数 : 委員 18 名 (1 名は部会長の要請により参加) 河川管理者 15 名、一般傍聴者 32 名

1 決定事項

- ・本日の議論を受けて、とりまとめ担当者は、とりまとめを修正して、16日までに庶務に提出し、17日の運営会議資料とする。淀川部会委員にもとりまとめを送付し、意見募集を行う。その後、部会長、部会長代理、庶務にてとりまとめを修正し、10月29日の第26回委員会に提出する。

2 検討内容

委員会等の状況報告

庶務より、資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」を用いて、委員会及び部会の活動状況等について報告が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

整備内容シート(淀川関連部分)および部会とりまとめ(案)の各とりまとめ担当者より、資料2-1-1「整備内容シート(淀川関連部分)に関する意見とりまとめ案」、資料2-2「淀川部会とりまとめ(案)」を用いて、説明が行われた後、意見書とりまとめに向けた意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

< 整備内容シートに関する意見とりまとめ(案)に関する意見交換 >

- ・環境51のオオサンショウウオの保全の実施に対して、「検討で可」という意見が出されているが、これは「実施すべきではない」ということか。(河川管理者)

整備内容シートでは「検討」となっていることから生じた誤記と思われる。(庶務)

そうであれば、整備内容シートの誤り。「検討」ではなく「実施」である。(河川管理者)

実施して良いと思うが、オオサンショウウオが増えすぎて生態系が悪化しないかどうかを検討すべき。

- ・宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業に関する整備内容シートへの意見とりまとめは、意見書(素案)と提言の趣旨に沿っているかどうかという観点から、まとめている。他の班も参考にしてほしい。(部会長)

- ・資料2-1-1のニゴロブナとホンモロコに関する環境-30の記述については疑問が残る。これらの魚の減少は、抱卵したメスの捕獲よりも、水位低下による影響の方が大きいのではないか。

- ・環境-30には2、3年間漁獲を禁止してモニタリングすべきとの意見が書かれているが、水位操作の試行等、今できることはすぐにやっていくべきではないかと考えている。(河川管理者)

- ・水上バイクの利用規制に関して、「全面禁止の利用規制を実施すべし」との意見が出されているが、これは意見書(素案)の「河川整備の方針について」と矛盾していないか(河川管理者)

とりまとめ担当者は、提言や意見書の主旨と矛盾がないように修正して欲しい。(部会長)

< 部会とりまとめ(案)に関する意見交換 >

- ・木津川下流の河床低下によって、タマリが干陸化し、イタセンパラがいなくなってしまった。イタセンパラも生きられる環境を木津川下流に回復するよう、記述を追加して欲しい。

- ・部会のとりまとめでは、地域特性に焦点を当てて記述してもよいのではないか。利水に関しては利水部会に、河川レンジャーについては住民参加部会に任せるのも一案だろう。(部会長)
- ・宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業のとりまとめは、環境に関する記述が不十分。ナカセコカワニナ等、この地域にしかない生物もいるので、考慮頂きたい。
- ・淀川河川公園については、淀川部会のとりまとめで意見を述べるべき。

一般傍聴者からの意見聴取

4名の一般傍聴者から「十三の干潟は、野鳥の来訪地でもあるので、利用の制限も必要ではないか」「スケジュールを優先させて、議論が消化不良に終わってはならない」「川上ダムのとりまとめのうち、特に利水部分の掘り下げが浅い。服部川や柘植川での上水の取水の可能性も考慮したとりまとめを」「ダムの撤去についても検討を」との意見が出された。また、「水利権の更新時に精査確認が行われるとのことだが、次の更新は平成20年となっている。これでは遅すぎる」との意見に対して、部会長より「十分考慮した上で、利水部会の意見をとりにまとめている」との返答があった。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2003 年 10 月 9 日（木） 16：00～19：40

場 所：天満研修センター 305 ホール

参加者数：委員 6 名、河川管理者 10 名、一般傍聴者 50 名

1 決定事項

- ・とりまとめの修正については、委員の意見をもとに部会長、田中リーダーに一任する。
- ・各委員は、整備内容シートについての追加、修正意見を 10/15 の作業部会に間に合うように提出する。
- ・各委員は、「猪名川部会とりまとめ（案）031009」への追加・修正意見を提出する。本日の議論と委員からの意見を踏まえて田中リーダーが案を修正、再度委員へ送付、部会長が最終的に確認した上で 10/29 の第 26 回委員会に提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、委員会、部会及び意見書とりまとめ作業部会の開催状況等が説明された。

基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

）整備内容シートについて

資料 2-1-1「整備内容シート（猪名川関連部分）に関する意見（作業部会案）」および資料 2-1-2「『具体的な整備内容シート』に関する委員意見（猪名川関連部分）」を用いて意見交換が行われた。「河川レンジャーについては、猪名川の特性をふまえた独自の人材像を早急に検討する必要がある。」「単なるインタープリターではだめで、実効性が必要」等の意見が出され、「1 決定事項」の通り決定した。

）部会とりまとめについて

資料 2-2「猪名川部会とりまとめ（案）031009」を用いて意見交換が行われ、上記「1 決定事項」の通り決定した。主な意見は以下の通り。

<主な意見>

- ・狭窄部の浸水被害解消の目標とする計画降雨レベルについては、「さらに検討を要する」という提案にとどめるしかできないのではないか。
- ・ダムおよび狭窄部についてどのようにまとめるか再度意見を提出してほしい。（田中リーダー） など

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 2 名から「銀橋の狭窄部は岩倉峡や保津峡等とは事情が違うことをふまえて、開削の可能性についてもう少し踏み込んだ意見を出せないか。また、堤防強化を最優先と言うが、これまで脆弱な堤防を造ってきましたということを事業者が認めても良いのか?」「銀橋狭窄部については、部分的な開削の可能性について治水の専門家と検討すべき。また、河川管理者に議論を深めるための円卓会議を要請したところ拒否された。この意見聴取の姿勢には納得できない。議論を深めていけるような意見聴取にして欲しい」等の発言が出された。これに対し、委員から「まだ不十分なところも多いが、委員会の提言を受け、河川管理者が様々な意見聴取の試みを実施しようとしていることは評価できる。また、委員会側では議論を深めるため、対話集会を何度も開くべきと提言している」「やり方を上から（河川管理者側だけ）決定するだけでなく、一般からの要請を聞くことも重要だ」等のコメントがなされた。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003年10月15日（日） 13:00～16:50

場 所：天満研修センター 9階 イベントホール

参加者数：委員21名 他部会委員1名 河川管理者13名 一般傍聴者77名

1 決定事項

- ・部会とりまとめについては、本日の議論を踏まえて修正し、部会委員に送付して再度意見を求めた後、部会長、部会長代理一任で確定する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

中村部会長代理より、資料2-1-1「環境・利用部会とりまとめ（案）」についての説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

「2. 自然生態系の保全、回復に向けた取り組み」について

- ・全体的に、河川管理者や一般の方にもわかるような表現に修正すべき。
- ・河川管理者が用いている「保全」「修復」等の文言とこのなかで述べている「保全」「修復」等の考えがどのように違い、それを踏まえて河川管理者はどう考えるべきかを記すべき。
- ・最終パラグラフの「『河川環境自然再生化計画』を全体計画のなかに、適切に位置付ける」について具体的に示してほしい。「全体計画」とは河川整備計画を指しているのか、各計画の内容を記してほしい。（河川管理者）

「河川環境自然再生化計画」とは提言の中で記されている言葉である。この部分については、全文削除も視野に入れて検討したい。（部会長）

「3. 河川環境の統合的管理システムの構築」について

- ・基礎原案では自治体等との連携について、「連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題等は流域委員会に報告するとともに、一般にも広く公表する」としている。「統合的管理システムの構築」とはこれに加えて、新たな組織を作る必要があるということなのか。（河川管理者）

流域全体の状況を把握して、その情報を集約、公表、共有する場が必要。ただし、今すぐ実現するのは難しいので、今後の方向性として、そういった場を組織することを目指して検討していくべき、というのがとりまとめの趣旨だ。（部会長代理）

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から「10月29日の委員会までに意見書が完成するかどうか、危惧している。各部会のとりまとめの整合性について、十分なチェックをお願いしたい」「基礎原案では、琵琶湖の急速な水位低下を抑制する方策がいくつか示されているが、優先順位を明確にすべき。中でも、丹生ダムによる流入水量の確保は優先順位が低いのでは」等の意見が出された。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003年10月24日（金） 10：00～12：00

場 所：カラスマプラザ21 大ホール

参加者数：委員11名、他部会委員1名、河川管理者15名、一般傍聴者57名

1 決定事項

- ・10/26までに、部会とりまとめ、および整備内容シートについて、意見を提出する。
- ・部会とりまとめの修正については部会長に一任する。
- ・各委員は、10/29の委員会で確定する予定の意見書の第 部および第 部（整備内容シート部分）についての委員意見を10/26までに提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

資料2-1「治水部会意見（案031024版）」を用いて、部会長より主な変更点について説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は次の通り。

「1.1 対象洪水」および「3.2(1) 狭窄部上流の浸水被害の解消」について

- ・対象とする洪水は、地域の特性を考慮して、地元の住民等と協議して決めるべき。既往最大の降雨は目安として分かりやすい指標である。それが悪いかのような記述は修正すべきである。
- ・既往最大だけを対象にして考えるのではなく、確率洪水を超える洪水を含めてどれを目標とすべきかを検討するべきだ。（部会長）

「1.2 洪水への対応」について

- ・「物的被害の大きさを壊滅の判断基準に陥ることは論外である」という記述には疑問を感じる。B/C等の経済的な面から見た物的な被害も1つの基準だ。
- ・もともとは、破堤によって、人命が失われたり、ライフラインが滅茶苦茶になることを指して「壊滅的被害」としており、委員会と河川管理者で共通認識があると考えている。（河川管理者）

「5 ダム」について

- ・提言で「ダムは原則として建設しない」とした以上、治水部会としては、ダムの代替案を提案する必要があると思っている。特に、ダムの代替案として流域対応がほとんど取り上げられていないので、そういった点を記述すべきだと考えている。（部会長）
- ・意見書では、治水専用の穴あきダムについても検討すべきと記述してもよいのではないか。
- ・ダムの調査・検討を長引かせることは、ダム下流地域を危険な状態に長く置いておくことになる。治水の観点から考えて、早く結論を出すべきだと意見しておくべき。
- ・治水を目的としていない発電用ダムや利水用ダム等に治水機能を持たせることについて、部会でも議論したことなので、部会のとりまとめとして意見を書いておくべきだろう。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から「穴あきダム等については既に検討されておくべきことで、今、新たな提案をするのでは遅すぎる」「破堤による被害だけは回避するというを基本にして、とりまとめを作成頂きたい」との意見が出された。

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003年10月24日（金） 13：00～15：00

場 所：カラスマプラザ21 8階 大ホール

参加者数：委員10名、他部会委員2名、河川管理者13名、一般傍聴者100名

1 決定事項

- ・ 部会長は、本日の議論をもとに部会意見の修正案を作成して各委員に意見照会を行う。最終的な修正は部会長に一任することとなった。本日の部会を最後とし、今後改めて部会は開催しない。

2 審議の概要

委員会、他部会の開催状況等の報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

基礎原案に対する意見書のとりまとめに向けた意見交換

利水部会意見（案）031015版について

部会長より、資料2-2「利水部会意見（案）031015版」について説明がなされ、意見交換が行われた。主な意見は、次のとおり。

- ・ 新聞記事にあるように、各地域が抱える事情（例えばダム計画の変更・廃止や水利権転用を決定するには県議会の同意を要する、と定めた滋賀県の条例）について、具体的対策も含め、部会意見の中に盛り込むべきではないか。

地域の事情は、流動的なものが多く、また河川管理者も委員会の意見を尊重した上で取り組んでいく姿勢にある。委員会として地域の事情についての意見を言う必要はない。

- ・ 「基礎原案では、『水需要の予測』について触れられていない」と、委員会意見書で指摘しているのに、部会意見で「水需要の予測」について述べられていない。

需要予測は河川管理者の権限の話ではないが、「2）水需要の精査確認」の中に位置付けることができるのではないか。

「2）水需要の精査確認」から「水需要の予測」に関する内容を引き出した上で、「水需要の予測」の項目を新たに加えることとする。（部会長）

- ・ 地球温暖化に伴う少雨・少雪傾向の問題について、部会で議論したことを意見書でも触れておくべきではないか。

利水安全度については、追記したい。

少雨化傾向については、「4）水資源開発施設の再編と運用の見直し」で少し触れているが、加筆したい。（部会長）

整備内容シートについての意見（案）について

資料4-1「整備内容シートについての意見案（意見書作業部会とりまとめ案）（031019版）」の利水の部分について意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 「水利権の審査については、水利権の更新時のみではなく、定期的に行うべき」となっているが、審査の項目によっては、頻繁な審査の必要性がないものもあると思われる。

水需要予測は、利水者から提出されたタイミングでしか審査はできないが、実態としての水需要は日々管理している。（河川管理者）

- ・ 渇水調整の新しいルールについて、委員間にも認識に違いがあるため、教えて欲しい。

これまでは、渇水時に流域全体で一律に取水制限を行ってきたが、水マネジメント懇談会

では、「投資に応じて配分を見直す。具体的な基準は、各流域で検討する」ということになった。淀川水系では、まだ明確な基準はないが、投資とは投資額のことではなく、開発容量等のことであると理解してもらいたい。(河川管理者)

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名より、「意見書は明解な主張が多く有難い内容だ。新聞記事等を見る限り、これから委員会の役割はますます重要になるが、周囲の雑音に惑わされることなくやってほしい」との旨の発言があった。

その他

・意見書最終とりまとめ作業の進め方について議論がなされ、上記「1.決定事項」の通り決定がなされた。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003年10月23日（木） 9:30～13:00

場 所：大津商工会議所 大ホール

参加者数：委員13名、河川管理者11名、一般傍聴者88名

1 決定事項

- ・各委員は、26日中（遅くとも27日午前9時まで）に「計画策定における住民意見の反映について（031023案）」に対する意見を文書にて提出する。
- ・各委員は、11月5日（水）までに、「住民参加部会意見（031023案）」に対する意見を、文書にて提出する。
- ・住民参加部会の作業部会を、11月上旬に開催する。また、住民参加部会検討会を11月中旬（10日午後が有力）に開催する。作業部会、検討会ともに、場所・時間については後日調整する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

部会意見とりまとめに向けた意見交換

計画策定における住民意見の反映について（031023案）に関する意見交換

荻野委員より、資料2-2-1「計画策定における住民意見の反映について（031023案）」について説明がなされたあと、意見交換が行われた。主な意見は、以下の通り。

- ・「はじめに」のフロー図は、住民意見聴取が対話集会のみに限定した内容になっており、誤解を招く恐れがある。削除するか、説明を加える必要がある。
住民意見の反映のイメージをつかむためにも、フロー図は必要である。
- ・対話集会について、「出席者の選定は、河川管理者が…決定する」と書かれており、ファシリテーターが出席者を選定するとされている別冊提言と異なっている。（河川管理者）意見書案が間違いで、別冊提言の通り、ファシリテーターが、出席者を選定する。
- ・P4の2.および3.は、対話集会に関する事なので「5.対話集会の基本的考え方と目的」中に、移動するのがよい。

住民参加部会意見（031023案）に関する意見交換

山村委員より、資料2-1-1「住民参加部会意見（031023案）」の全体について、川上委員より「社会的合意」の部分について説明が行われた。時間の都合により審議は割愛され、社会的合意に関する河川管理者との意見交換が行われた。残りの審議については、後日開催される検討会にて議論が行われることになった。主な意見は、以下の通り。

- ・住民参加には、整備計画策定時における住民参加と、整備計画を実践する際の住民参加がある。9月30日の委員会では、整備計画策定に向けた住民参加について、社会的合意を形成する仕組みとしてどうすればよいかを質問した。（河川管理者）
社会的合意については委員間でも認識の隔たりがある。河川管理者から委員に確認したいこと等があれば、後日、各委員および河川管理者の理解を深める会（検討会）を持ちたい。（部会長）

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

3 その他

今後のスケジュール等について議論がなされ、上記「1.決定事項」の通り決定がなされた。

以上

このお知らせは委員の皆様へ会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。